

## 茨木市地域学校協働活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### (設置)

第3 教育委員会は、茨木市立の各小学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

### (委嘱)

第4 推進員は茨木市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和4年茨木市教育委員会規則第1号）第2条に規定する茨木市立学校の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

### (委嘱期間及び委嘱の解除)

第5 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員本人から辞任の申出があった場合
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

### (遵守事項)

第6 推進員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 推進員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 推進員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、地域・学校の活動に支障をきたす言動を行うこと。

### (活動内容)

第7 推進員の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校の関係者及び地域ボランティアとの連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、登録、配置、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げる活動内容のほか、教育委員会が必要と認めること。

### (守秘義務)

第8 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。